

改正健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例の周知等について

1 目的

平成30年7月に公布された改正健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例が令和2年4月に全面施行することから、法及び都条例の趣旨を区民、事業者等に周知・啓発するとともに、事業者等に対する支援を強化することにより、受動喫煙を防止する環境整備を促進する。

2 事業内容

(1) 区民や事業者等を対象とした説明会 全4回予定

法及び都条例の概要、施設管理者等に求められる事項、たばこの健康への影響などの説明を行う。

(2) 飲食店への啓発物送付（11月中旬予定）

区内の飲食店（約4700件）へ法及び都条例の概要を記載した啓発小冊子と禁煙の標識等を送付する。

(3) 電話相談窓口の設置（11月中旬予定）

コールセンターを設置し、区民・事業者等からの問い合わせに対応することにより法及び都条例等の周知・啓発を図る。

(4) アドバイザー派遣（11月中旬以降予定）

喫煙専用室の基準確認や設置、撤去等について、労働衛生コンサルタント等の専門知識を有する相談員が現地訪問等により助言する。

3 今後のスケジュール案

	10月下	11月上	11月下	12月上	12月下	1月上	1月下	2月上	2月下	3月上	3月下
説明会	☆		①	②			③		④		
資料送付		→									
電話窓口			→								
アドバイザー			→								